

令和3～5年度入札参加資格審査受付証

受付番号	
受付印	

所在地

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

あなたから申請のあった令和3～5年度入札参加資格審査申請書を受付しました。

申請者は次の事項を熟読のうえ、取り扱いに留意してください。また、代理人による申請の場合は、申請者に通知してください。

1 審査結果

審査の結果、不適格者については、令和3年4月末までに通知します。

通知のない場合は、入札参加資格者名簿に登載されています。

2 有効期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

ただし、建設業の許可を取り消されたとき及び許可の更新を受け取らなかったときは入札参加資格が無くなります。

また、次年度の経営事項審査結果通知書が発行されたときは、速やかに組合に提出してください。

3 変更届等

- （1）業務に関し、暴力、贈賄等不正行為により逮捕又は書類送検されたとき、建設業法による営業停止命令を受けたとき並びに公正取引委員会に排除勧告等を受けたときは直ちに書面（任意様式）により、組合に届けてください。

- (2) 次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更届（任意様式）を組合へ提出してください。
（郵送可）

変 更 事 項	添 付 書 類
(1) 本店の商号又は名称	登記簿謄本の写し（法人の場合のみ） 受任者のある場合は、委任状
(2) 本店の所在地	
(3) 代表者	
(4) 資本金	登記簿謄本の写し（法人の場合のみ）
(5) 受任者（名称、所在地を含む）	委任状
(6) 電話番号及びFAX番号（受任者含む）	
(7) 印鑑登録印及び使用印	使用印鑑届
(8) 建設業の許可及びその年月日	建設業許可通知書の写し又は許可証明書
(9) 技術者（加古郡内業者及び加古郡内に契約 締結権限を有する営業所等のある業者のみ）	技術者証等の写し

- ※ 技術者名簿の変更事項の届出（加古郡内業者及び加古郡内に契約締結権限を有する営業所等のある業者のみ）
今回提出していただいた技術者名簿に変更が生じた場合は、その都度に変更届を提出してください。
- ① 入退社等 ② 取得資格が変更となった場合 ③ 監理技術者資格者証が更新、追加、変更されたとき。
- ※ 委任先支店等を変更する場合及び委任先支店等を新設する場合は、建設業許可申請書の写し（営業所一覧必須）の添付が必要です。

4 経営事項審査結果通知書の提出

建設業法により、組合と契約できる者の条件として、契約する日から1年7ヶ月前までの間に審査基準日の設定された同法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていなければならないとされています。

したがって、経営事項審査を受けなかった場合のみならず、組合への結果通知書の提出が遅れて資格格付の期限が切れた者に対しては、入札参加等を依頼しませんので注意してください。

また、営業年度終了時に速やかに経営事項審査を受け、新たに経営事項審査結果通知書が発行されたときは、その写しを組合に提出してください。（郵送可）

5 技術者、現場代理人の配置予定者の届出

加古郡衛生事務組合発注の工事において、主任技術者ならびに現場代理人の選任が、建設業法等関連法令に違反しないよう、契約前に配置予定の届出を行なっていただきます。

適切に配置が予定されているときは、そのまま契約します。

配置が不適切な場合は、改善するよう落札業者に通知します。

なお、虚偽の申請等を行った場合は、指名停止等の措置を行なう場合があります。

6 問い合わせ先

〒675-0155

兵庫県加古郡播磨町新島60番地

加古郡衛生事務組合

電話番号 079-437-7578（平日9～16時）